

役員会、経営審議会及び教育研究審議会の構成について（案）

| 理事・委員 | 役員会 | 経営審議会 | 教育研究 審議会 |
|---|-----|-------|-------------|
| 理事長（学長） | ○ | ○ | ○ |
| 理事長が指名する理事 | | | |
| 理事（総務・経営企画担当）事務局長 | ○ | ○ | ○ |
| 理事（研究・地域貢献担当）副学長 | ○ | ○ | ○ |
| 理事（教育・学生支援担当）副学長 | ○ | ○ | ○ |
| 理事〔非常勤〕（法人経営関係） | ○ | ○ | |
| 理事〔非常勤〕（教育・研究関係） | ○ | | ○ |
| 監事 | | | |
| 監事〔非常勤〕 | △ | | |
| 監事〔非常勤〕 | △ | | |
| 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命する者 | | | |
| 学外委員 | | ○ | |
| 学外委員 | | ○ | |
| 学外委員 | | ○ | |
| 学外委員 | | | ○ |
| 学外委員 | | | ○ |
| 理事長が定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長 | | | |
| 人間文化学部長 | | | ○ |
| 経営情報学部長 | | | ○ |
| 生命環境学部長 | | | ○ |
| 保健福祉学部長 | | | ○ |
| 総合学術研究科長 | | | ○ |
| 総合教育センター長 | | | ○ |
| 学術情報センター長 | | | ○ |
| 地域連携センター長 | | | ○ |
| 理事長が指名する職員 | | | |
| | — | — | |
| 計 | 6 | 8 | 15 |

※ ○委員，△出席者

（旧大学ごとに設置される教育研究審議会についても概ね同様の考え方で整理）

【参考 定款の記載】

| | | |
|--------------------|----|---|
| 役員会 | 構成 | 法人に役員会を置き、理事長及び理事で構成する。(第13条) |
| | 制約 | 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。(第11条第2項) |
| 経営審議会 | 構成 | 経営審議会は、次に掲げる委員で構成する。 (1) 理事長 (2) 理事長が指名する理事 (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者(第17条第2項) |
| | 制約 | 理事長が指名する理事(任命の際現に法人の役員又は職員でない者に限る。)及び法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者の委員の数の合計は、 委員の総数の2分の1以上 とする。(第17条第2項及び第3項) |
| 教育研究審議会 | 構成 | 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。 (1) 学長となる理事長(以下この節において「理事長」という。) (2) 理事長が指名する理事 (3) 理事長が定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長 (4) 理事長が指名する職員 (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者(第21条第2項) |
| 旧大学ごとに設置される教育研究審議会 | 構成 | 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。 (1) 学長となる理事長(以下この節において「理事長」という。) (2) 理事長が指名する理事 (3) 理事長が定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長 (4) 理事長が指名する職員(附則第14項) |